

浜松市公告第1046号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成27年11月17日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピーワンプラザ天王

浜松市東区天王町字諏訪1982-1ほか

2 変更した事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) B棟：午前10時から午後10時

(変更後) B棟：午前10時から翌午前1時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時50分から午後10時10分

(変更後) 午前8時50分から翌午前1時30分

3 変更年月日 平成27年12月19日

4 変更する理由 小売業者の変更に伴い顧客の利便性を高めるため